

「身上監護」が困難な成年後見制度の課題

有限会社おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部

有田 和生

「きょうと福祉倶楽部」は京都府長岡京市を中心に「人権」をキーワードにして実践を積み重ねてきました。

その中で認知症の母とそれぞれに精神の障がいを持つ三姉妹の生活を支える事例を担当しました。

この事例を通じて成年後見制度の欠陥が明らかになりました。

本稿では事例を通じその問題点を明らかにして真に障がい者の人権を守る成年後見制度構築に向け、問題の提起を行いたいと思います。

多様な障がいをかかえた世帯が抱えた爆弾

この世帯は 96 歳(当時)の母 R を筆頭に非定型精神病と腓骨神経麻痺の診断がついた長女 F 子、統合失調症の次女 Y 子、三女 M 子で構成されていました。末っ子の長男は神奈川県に在住していますが日常的な支援は行っていませんでした。

わたしたちの関与が始まった頃には父は他界し、長男も家からは出て 4 人での生活が営まれていました。

ある日母 R が腎機能の悪化により入院加療を必要とするようになりました。その時点で相当な介護を必要にお母さんはなっていました。

いざ退院を控え在宅へ戻る準備が必要です。しかし、躁状態になり万能感を感じている長女 F 子は「わたしたち姉妹で介護は出来る」と次々にサービスを中止し、とうとう組み入れてきた支援の手は次々に中止されました。その時点でわたしたちは長岡京市にその生活の危うさを指摘し、市長申し立てでの成年後見制度が必要であると進言しました。また、別居の長男にも強く「後見人の選任」が必要であると提起をしたもののその言葉は生かされることはありませんでした。選任を申し立てられるのは本人を除けば市長と家族しかありません。この事例では家族がやらなければ市長がやる以外方策は無かったのです。

恐れていたことが現実になった一動かない家族と行政

そして、およそ 2 年の歳月がなんの援助もなされないまま費やされました。その経過の中、母親 R の状態が悪化、病院からの連絡で再度わたしたちの関与が始まったのです。

その中でもっともわたしたちが恐れていたことが現実になってしまった事がわかりました。

長女 F 子が社会福祉協議会職員も同席する中で「有田さん私ね、お母さんと相談をしてタクシー運転手の N さんに 700 万円を融資しているの」と突然話を始めたのです。お母さんは重度の認知症、判断する力は残されていません。次女 Y 子、三女 M 子はこの

世帯のヒエラルキーのなかで母と長女にしたがう事があたりまえでした。つまり長女 F 子の「暴走」を止める方法はこの世帯員は持ち合わせていないのです。その事実を長岡京市の担当課に伝えても何ら動きはありません。長男にもわたしたちから事実は伝えました。しかし、彼が行った事は関東からあわてて帰省して「きょうと福祉倶楽部」の職員であると詐称をして加害者に会うというわたしたちが想像もできない行為をしたことだけでした。その事実を聞いたわたしはわたしたちの承諾も無く無断で事務所職員を名乗る長男に大きな怒りを感じながらもこの世帯の被害を回復するために力を尽くす為に私の怒りを棚上げしました。そして、高齢者と障がい者の支援に継続的に尽くしてくれる弁護士への相談への同席も私たちは行いました。その相談の中で長男は弁護士から①資産の無い運転手から金員を取り戻すことは至難の業である。②犯罪行為としての立件も「借りだけ」と主張されれば難しいという事が伝えられました。成年後見人が選任されていなければ彼女たちには判断力があるということになります。ならば、貸し借りそのものは犯罪ではありません。

弁護士の警告も無視する長男一でも被害はくい止めなくてはならない

そして、この場所で弁護士さんから成年後見の必要性を長男に、私からだけでは無く再度伝えられました。それでも長男はその警告も無視しました。

わたしはこれから彼女たちへの支援を行うにあたり契約能力のない彼女たちに「契約書」を記入させて支援をすることは出来ないと判断をしました。また、今後彼女たちが犯罪行為に再び巻き込まれぬ為にもどうしても後見人の専任は必要であると判断をしました。これまでの経過を把握されていた弁護士さんの助言も得て「本人が申し立てる」形を作り「後見人の選任申し立てをしよう」と私は決意しました。とはいえ、本人たちを蚊帳の外に置いて申し立てができるはずがありません。それをやっしまえば私たちが彼女たちの人権を侵害したことになります。私は700万円事件を再び起こさないように「相談相手が必要」であることを何度も彼女たちに説明し、ようやく選任手続きを承諾してもらいました。そこからあわてて書類作成へ。普通は繁雑な作業を避けるために皆さんは司法書士や弁護士に申し立てを依頼するのです。しかし、今回は彼女たちの負担を軽減するためにもすべて「きょうと福祉倶楽部」が手弁当です。後見人候補は私たちと長いおつきあいのある司法書士の方でお願いすることにしました。その方との顔合わせも終え、本人たちもこの人に委ねようと決めてくれたです。

安全な契約行為と見守りが始まったのに

そうして長年危険にさらされていたこの世帯はようやく安全に生活が出来るようになりました。それ以降は大きな事件もこることも無く、彼女たちの病状の悪化も早期に発見できるようになりました。しかし、転機はすぐに訪れたのです。彼女たち4名を一人の後見人さんが行って来ていたのですが彼は腎不全で人工透析を長年続けている事もあり、入院加療の必要が出てしまったのです。やむなく後見人は辞任、あらたな後見人は裁判所へ任せることになりました。

この事が後に彼女たちの生活を大きく変えてしまったのです。

2012年春、母は心不全でお亡くなりになりました。訪問看護とケアマネージャー、在宅医の連携で適切に入院に移行できたのですが、お母さんの命をつなぐことは出来ませんでした。

母の入院直後、長女はわたしに「有田さん、母はどうなのでしょう？」と問いかけてきたのです。入院後のお母さんは手足を「抑制」され利尿剤の点滴で何とか命を細々とつないでいました。次第に食欲も無くなり、薬の服用も拒絶しているとの状態を私は把握していました。私の「Fさん（長女）あなたはどう思うの？」「96歳というのはいままでよくがんばってこられたと僕は思うよ」の問いに「私も母はそう長くないと思います。」「だったら、病院で縛られたまま終わらせるのではなく、家にはベッドもあるのだから家で終わらせてあげたいのです。」冷静さを保ち淡々と母の見送りの手立てを語る長女には迷いは見られませんでした。

そこでわたしたちは彼女の意向を最大限に尊重することにしました。後見人達にもその旨を伝えその準備に取りかかろうとした矢先に長女の精神症状が再燃し、支離滅裂に大きな声で昼夜を分かつた興奮をし続ける状態になってしまいました。

これではお母さんを家に帰すことは出来ません。長女の精神的な安定が前提ですから。

また課題が増える

お母さんの対応に優先して長女を安全な治療環境に置くという課題があらたに生じました。

刺激から遠ざける事が長女にはその時一番に必要な事柄でした。しかし、長女は母が心配なのでしょう。頑として入院を拒みました。

このままでは母親だけで無く家族全体が疲弊してしまいます。そこでわたしは長女と母の精神科の主治医に次の提起を行いました。

母を精神科病棟に移して内科病棟同様の治療が出来ないだろうか？それが許されるのであれば長女にそれを伝えて長女の入院も了解させられるのではないかと考えたのです。

内科での治療は利尿剤の投与と内服薬のみであることをわたしは確認していました。だから充分に対応が出来ると判断をしての問題提起でした。精神科医師もその提起を前向きにとらえ対応を約束してくれました。

そしてそれを長女に伝え提案をしました。彼女は相変わらず興奮状態は続いていましたが「それは検討に値する」との彼女の思いを聞き、この方針で長女は入院を了解してくれると私は確信しました。

そして彼女は精神科に何ら拒むこと無く入院をしていきました。

母と長女の願いを阻んだのは母の内科主治医と後見人そして長男だった

母の後見人はこちらの意図を理解してその方向で調整することを私に約束しました。

関東から呼び寄せた長男も交えその方向で事態は動くはずでした。

内科の医師は後見人、長男に母の状態は「ターミナル」とであると伝えました。つまり生

還できる可能性はほとんど無いとの宣告です。それを聞いた後見人と私は長女の状態を話し、転院を検討している事を伝えました。母の主治医は母が「身体拘束」をしなければ治療が出来ぬほどと認識しながらもその申し出に「本人の意思も聞いて下さい」と拒否しました。

はて？入院中の母は点滴を抜去するからと後見人に同意を求め身体拘束を行っていました。そんな状態の方に「本人の意志を聞いて」とはどのように出来るのでしょうか？

このお母さんの入院当初まだ元気もあり、見舞いに訪れた私に「これをはずしてください」と訴えていらっしやいました。医師の理屈が正当な物であるならば彼女のこの訴えには何故耳を貸さなかったのでしょうか。

やむなく、「今後後見人や関係者で議論の後再度転院をお願いすることもあり得るので」と医師に伝えてわたしたちは病院を離れました。

その後、長女が精神症状がひどく自宅での話し合いが困難な状況にあるので「きょうと福祉倶楽部」に後見人、長男、三女を交えた話し合いの場を移し今後を検討しました。

そこでも異論は出ず、母を転院させ長女が母の最期を看取れる体制を用意することが確認されました。その時三女は私に「ちゃこサン(長女の愛称)は有田さんにとっても感謝して信用しています」と感謝の言葉と今後ともよろしくという主旨の発言をされていたことが印象的でした。

にもかかわらず、急転直下、翌日に長男は前日の発言を急遽撤回、「転院をさせない」旨を私に連絡してきました。

その連絡を受け母の後見人と早急に事後策を協議しましたが後見人も困惑するだけで具体的な方針を示すことは出来ませんでした。

この家庭の問題にかかわり、長男の「役割」を認識している弁護士に相談

人生の最後の場面を母と長女の間で納得できる形で終える。これは「その人」たちの人生にとって重要な時間だとわたしは考えています。だからこそ、長男の行為は不可解であり理不尽とわたしは考えました。この母の子どもは長男だけで無く長女、三女の母であるのですから、長男の意向だけで方向性が定まることは正しくないとわたしは考えました。

そこで、「700万円略取事件」の際に知恵を貸して頂いた弁護士に再度意見をもらいました。弁護士さん曰く、「あの長男だろ」「彼の意向だけで動く必要はない」と助言を頂き、後見人に「これまでの長男の動きを見たとき彼の意向だけで動くことは正しい身上監護とは思えない」旨を伝え、さらに「母と生活を続けてきた二人の娘の気持ちに通るように」と要請しました。

同時に進行させた「きょうと福祉倶楽部」の動き

今回の長男の行動が娘二人の願いと乖離していると考えていたわたしは三女の後見人とともに個別に三女とのコンタクトをとり三女の思いを聞き取りました。

彼女も後見が必要な状態ですから現状認識は困難です。しかし、きちんと時間をかければ自分の意思も表明し、現状を認識する力は残されています。

わたしから母の状態からして「お姉さんが臨終に立ち会える可能性は現状では低い」「精神科の病院はお母さんの為にベッドも用意してくれる」旨を伝え三女の考えを聞き出しました。結論として「今から Y 夫に電話をして了解してもらいます」「きっと反対しないと思います」と F 子と母 R が一緒に最後の時間を過ごせることに理解を示しました。その想いを後見人とともに確認したわたしはよもや後見人が彼女たちの意思を掴まずに長男 Y 夫の意向で動くことは想定できませんでした。しかし、驚くべき事がその後も続くのです。長男に電話をした三女は再度 Y 夫から説得をされ転院を諦めました。

その説得内容は F 子の退院は「臨終に間に合う」「連れて行ける」など、何ら根拠を持たない内容でした。

ここまで来ると後見人が毅然とした態度で Y 夫に臨むか、精神科医師から試みてもらった Y 夫の説得に期待を寄せる以外ありません。しかし、後見人たちは相変わらずこの長男の意向だけで動く姿勢は変えず、精神科医師の説明も効果がありませんでした。

後見人の一人は「僕もこのまま支援を続けてもらう方が良いと思うのだけれど..」といつつ、結局長男の意向に従うという理解出来ない行動をとられたことが印象的でした。

そうした中でわたしが予測をしたとおり R は長女 F 子に見守られることなく生を閉じました。

Y 夫の「逆襲」

わたしたちの事務所は R の人生の最後の場面を残された姉妹にとっても納得のいくものにするため全力を尽くしたと自負しています。しかし、その大切な過程は不十分な形をとらざるを得なくなりました。

そして、これからは姉妹が二人で寄り添って生きていかなければなりません。

わたしたちの事務所は Y 夫がこの世帯を放置することで現金の略取事件のみならず、金銭浪費などの起してきた様々な問題を後見人選任だけでなく地域のネットワーク構築で解消し安全な生活をこの家庭に提供してきました。しかしこの行為は Y 夫の意向ではありません。だから、わたしたちが介入することを望まない Y 夫は後見人に対して「きょうと福祉倶楽部」の支援を切ることを要求しました。そしてその要求を後見人達は受け入れたのです。

その動きを知ったわたしは後見人たちにこう問いました。「彼がこの世帯にやってきたことをきちんと理解しているのですか」（あなたがたは）「社会福祉士ですよね。家族歴を見て検討した上で判断をされたのか」と。彼らはハッキリと「見ていない」と答えました。そのうちの一人にいたっては「私は今、社会福祉士として仕事をしていない。後見人として仕事をしている。」と想像を絶する発言をされた方もいます。つまり、社会福祉援助技術は後見活動には必要がないということなのでしょう。

その後わたしたちは訪問看護師などこの方への援助に入っている機関より三女の真意を聞き出してもらっています。三女は「Y 夫は言い出したら聞かないのよ」（担当訪問看護の聞き取り）と自分の意思で決めてはいない旨を関係機関に伝えています。長女は今現在も入院中で精神の状態も混沌としており本人の意志ではないところで後見人が動いたことは間違いがありません。

これが成年後見の身上監護と言えるのかわたしは疑問を持たざるを得ません。

わたしたちは弁護士さんの助言も受け裁判所へのアプローチを続けてきました。しかし、裁判所自体が「身上監護はわからないから選任された方に任せている」（書記官）と事実上処遇の是非の判断を回避しています。

これでは後見人の「悪意」や「過失」を正す裁判所の監督義務は事実上放棄されているに等しいのではないのでしょうか。

果たしてこのような制度設計で被後見者の人権が守れるものに成年後見制度はなっているとと言えるのか疑問を持たざるを得ません。

成年後見制度の課題

以上の事例から成年後見の課題をまとめてみたいと思います。

1. 裁判所は後見人等の選任が終われば後は財産の管理だけを報告させ監督をしたと考えています。しかし、障がい者の生活は金銭管理で終結するものではありません。

どのように身上監護が行われているのか評価する仕組みが必要です。組織として後見活動を行う例もまれにあります。しかし、大半が個人が選任される仕組みでは身上監護の妥当性を評価できません。まして本件のように「家族歴は知らない」「社会福祉士として後見にのぞんでいない」という後見人がいる限り、被後見者の安寧な生活は担保されるとは考えられません。裁判所は自らの使命をきちんと遂行するために評価機関を確立する必要があります。「身上監護はわからないから選任された方に任せている」（京都家裁）などという無責任な発言が許されてはならないのです。

1. 安易に市民後見に人材不足を解消するのでは無く、本当の意味での専門職集団の構築が必要です。本件の後見人は全員社会福祉士です。しかし、この対応が専門職にふさわしい対応であるとは考えられません。職能団体は後見人の受諾にあたりふさわしい人物であるのか、また、誤判断を起こしたとき修正する機能を持つ必要があります。でなければ専門職としての社会的評価を得ることは出来ません。

人権を守る立場の介護支援専門員について

現在の介護保険法における介護支援専門員の位置づけは単にケアのマネジメントを行うことのみです。しかし、社会福祉の本旨は社会的支援を必要とする方をまるごと理解し、世帯の困難を改善を目指す事が必要です。

本件では「ネグレクト」（長男の自覚の有無は別として）を行い世帯を窮地に追いやった事件を抜きに世帯の理解は出来ません。

その重要な構成部分を見ないで、方針を決めた社会福祉士が福祉としての介護を理解しているとは思えません。

また、本件では現在も入院中の F 子さんの意思を確認することもなく、わたしたちの支援を「引き継ぐ」事を受諾した介護支援専門員がいるようです。後見人の選任がされているとはいえ彼女は意思をなくした「物」ではなく人間です。

意思も確認せずに受諾したとするならば、それは後見人の人権侵害に荷担したと言って

も過言では無いでしょう。

私も彼女に経過をきちんと当事者として伝える義務があります。同時に彼女は人生の主体者として自分の身に起こった事柄を判断する情報を正しく伝えられる権利があります。

それを抜きにしてどのような言葉で飾ろうとも、それは対象者の人権を侵害する行為です。

おわりに

今、成年後見人制度は様々な欠陥が明らかになりつつあります。兵庫県西宮市の障がい者グループホームでもわたしたちが体験したこの事件同様の問題が発生しています。また、選挙権を機械的に奪われた被成年後見人が選挙権を取り返すために訴訟に臨んでいます。

わたしたち福祉に携わるものがこの法の欠陥を放置してはなりません。放置する事はわたしたち現場が人権という福祉支援のもっとも大事なキーワードを捨て去る事です。

成年後見制度が真に障がい者の人権を守る制度になるために、わたしたちには現場から改善へのアクションを起こすことが求められています。